

保育料設定にあたっての具体的な考え方

【別紙2】

●国の保育料設定の考え方

- ・現行の保育料を基本(幼稚園は全国の幼稚園保育料の平均額、保育所は国が定める現行保育料)とし、保育料は変わらないよう設定する。
- ・「認定こども園と幼稚園」、「保育所と小規模保育事業」など、施設・事業の種類の違いによる保育料の差は設けない。
- ・保育短時間認定(パートタイム就労等)の保育料は、職員の配置基準を勘案し、保育標準時間認定(フルタイム就労等)の保育料の98.3%程度とする。

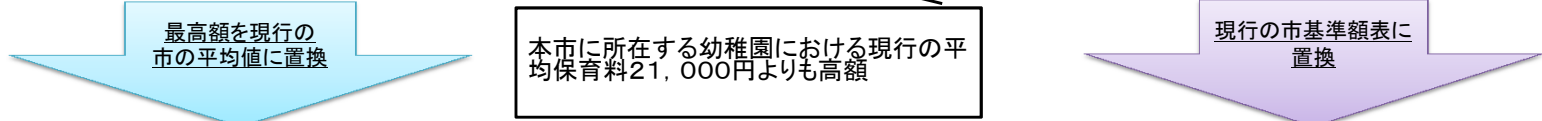
1号認定こども
『教育』を受ける 満3歳以上児

2号認定こども
『教育』と『保育』を受ける 満3歳以上児

3号認定こども
『保育』を受ける 満3歳未満児

(参考) 推定年収	階層区分	利用者負担		(参考) 推定年収	階層区分	利用者負担		利用者負担	
		教育標準時間				保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
—	①生活保護世帯	0円		—	①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
～270万円	②市民税所得割非課税世帯	9,100円		～260万円	②市民税非課税世帯	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
～360万円	③市民税所得割課税額77,100円以下	16,100円		～330万円	③市民税所得割課税額48,600円未満	16,500円	16,300円	19,500円	19,300円
～680万円	④市民税所得割課税額211,200円以下	20,500円		～470万円	④市民税所得割課税額97,000円未満	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
680万円～	⑤市民税所得割課税額211,201円以上	25,700円		～640万円	⑤市民税所得割課税額169,000円未満	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
				～930万円	⑥市民税所得割課税額301,000円未満	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
				～1,130万円	⑦市民税所得割課税額397,000円未満	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
				1,130万円～	⑧市民税所得割課税額397,000円以上	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

* ただし、給付単価を限度とする。(給付単価を含む公定価格の加算項目については、現在国で検討中。)



(参考) 推定年収	階層区分	利用者負担		(参考) 推定年収	階層区分	保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間	
		教育標準時間				3歳児	4歳以上児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳未満児		
—	①生活保護世帯	0円		—	①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
～270万円	②市民税所得割非課税世帯	9,100円		～260万円	②市民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
～360万円	③市民税所得割課税額77,100円以下	16,100円		～310万円	③市民税所得割非課税世帯	9,000円	9,000円	8,000円	8,000円	12,000円	11,000円	12,000円	11,000円
～680万円	④市民税所得割課税額211,200円以下	20,500円		～330万円	④市民税所得割課税額48,600円未満	11,000円	11,000円	10,000円	10,000円	14,000円	13,000円	14,000円	13,000円
680万円～	⑤市民税所得割課税額211,201円以上	21,000円		～470万円	⑤市民税所得割課税額97,000円未満	15,000円	15,000円	14,000円	14,000円	18,000円	17,000円	18,000円	17,000円
				～510万円	⑥市民税所得割課税額109,000円未満	22,000円	19,000円	21,000円	18,000円	24,000円	23,000円	24,000円	23,000円
				～640万円	⑦市民税所得割課税額169,000円未満	28,000円	25,000円	27,000円	24,000円	33,000円	32,000円	33,000円	32,000円
				～740万円	⑧市民税所得割課税額201,000円未満	31,000円	27,000円	30,000円	26,000円	43,000円	42,000円	43,000円	42,000円
				～930万円	⑨市民税所得割課税額301,000円未満	33,000円	27,000円	32,000円	26,000円	50,000円	49,000円	50,000円	49,000円
				～1,040万円	⑩市民税所得割課税額341,000円未満	33,000円	27,000円	32,000円	26,000円	51,000円	50,000円	51,000円	50,000円
				～1,130万円	⑪市民税所得割課税額397,000円未満	33,000円	27,000円	32,000円	26,000円	53,000円	52,000円	53,000円	52,000円
				1,130万円～	⑫市民税所得割課税額397,000円以上	33,000円	27,000円	32,000円	26,000円	53,000円	52,000円	53,000円	52,000円

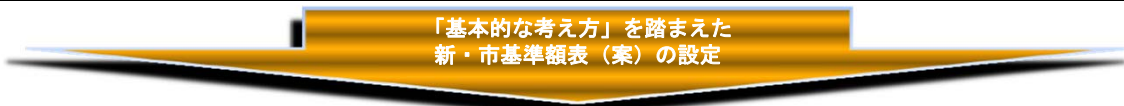
- * 1号については、現行の国基準額表の最高額を本市の水準に置換えている。
- * 2号・3号の階層区分については、所得税額から市民税額に置換えている。
- * 保育短時間については、国の考え方同様、標準時間の98.3%程度に設定している。

同じ課税状況にありながらも、預かり時間の短い1号認定の保育料が、預かり時間の長い2号認定の保育料を上回る(塗りつぶし部分)

平成22年度に見直しを見送った高所得者階層に対する軽減が手厚いまま

●本市保育料設定にあたっての基本的な考え方

- ・1号認定保育料は、本市に所在する幼稚園保育料の平均額を基礎とし、原則、保護者負担額が現行より上がることがないように考慮する。
- ・2号・3号認定保育料は、国の考え方のほか、子育て世帯の経済的負担軽減を目的に保育料を軽減してきた実態等を踏まえ、本市の現行の保育所保育料を基本とし、原則、保護者負担額が現行より上がることがないように考慮する。
- ・利用時間の短い1号認定保育料が、利用時間の長い2号認定保育料を上回ることのないようバランスを考慮する。



(参考) 推定年収	階層区分	利用者負担		(参考) 推定年収	階層区分	利用者負担							
		教育標準時間				保育標準時間		保育短時間		保育標準時間			
		3歳児	4歳以上児			3歳児	4歳以上児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳未満児		
—	①生活保護世帯	0円		—	①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
～230万円	②市民税非課税世帯	0円 (▲9,100円)	0円 (▲9,100円)	～260万円	②市民税非課税世帯	0円 (▲6,000円)	0円 (▲6,000円)	0円 (▲6,000円)	0円 (▲6,000円)	0円 (▲9,000円)	0円 (▲9,000円)	0円 (▲9,000円)	0円 (▲9,000円)
～270万円	③市民税所得割非課税世帯	3,000円 (▲6,100円)	2,000円 (▲7,100円)	～310万円	③市民税所得割非課税世帯	5,000円 (▲11,500円)	4,000円 (▲12,500円)	4,000円 (▲12,300円)	3,000円 (▲13,300円)	6,000円 (▲13,500円)	5,000円 (▲14,300円)	6,000円 (▲14,300円)	5,000円 (▲14,300円)
～290万円	④市民税所得割課税額48,600円以下	5,000円 (▲11,100円)	4,000円 (▲12,100円)	～330万円	④市民税所得割課税額48,600円未満	7,000円 (▲9,500円)	6,000円 (▲10,500円)	6,000円 (▲10,300円)	5,000円 (▲11,300円)	8,000円 (▲11,500円)	7,000円 (▲12,300円)	8,000円 (▲12,300円)	7,000円 (▲12,300円)
～360万円	⑤市民税所得割課税額77,100円以下	7,000円 (▲9,100円)	6,000円 (▲10,100円)	～410万円	⑤市民税所得割課税額77,100円未満	11,000円 (▲16,000円)	10,000円 (▲17,000円)	10,000円 (▲16,600円)	9,000円 (▲17,600円)	13,000円 (▲17,000円)	12,000円 (▲17,600円)	13,000円 (▲17,600円)	12,000円 (▲17,600円)
～410万円	⑥市民税所得割課税額97,000円以下	9,000円 (▲11,500円)	8,000円 (▲12,500円)	～470万円	⑥市民税所得割課税額97,000円未満	12,000円 (▲15,000円)	11,000円 (▲16,000円)	11,000円 (▲15,600円)	10,000円 (▲16,600円)	14,000円 (▲16,000円)	13,000円 (▲16,600円)	14,000円 (▲16,600円)	13,000円 (▲16,600円)
～440万円	⑦市民税所得割課税額109,000円以下	12,000円 (▲8,500円)	10,000円 (▲10,500円)	～510万円	⑦市民税所得割課税額109,000円未満	19,000円 (▲22,500円)	18,000円 (▲23,500円)	18,000円 (▲23,900円)	17,000円 (▲24,900円)	20,000円 (▲24,500円)	19,000円 (▲25,000円)	20,000円 (▲24,900円)	19,000円 (▲24,900円)
～580万円	⑧市民税所得割課税額169,000円以下	14,000円 (▲6,500円)	12,000円 (▲8,500円)	～640万円	⑧市民税所得割課税額169,000円未満	24,000円 (▲17,500円)	21,000円 (▲20,500円)	23,000円 (▲17,900円)	20,000円 (▲20,900円)	27,000円 (▲17,500円)	26,000円 (▲17,900円)	27,000円 (▲17,900円)	26,000円 (▲17,900円)
～680万円	⑨市民税所得割課税額211,200円以下	15,000円 (▲5,500円)	13,000円 (▲7,500円)	～760万円	⑨市民税所得割課税額211,200円未満	30,000円 (▲28,000円)	26,000円 (▲32,000円)	29,000円 (▲28,100円)	25,000円 (▲32,100円)	37,000円 (▲24,000円)	36,000円 (▲24,100円)	37,000円 (▲24,100円)	36,000円 (▲24,100円)
680万円～	⑩市民税所得割課税額211,201円以上	21,000円 (▲4,700円)	18,000円 (▲7,700円)	～930万円	⑩市民税所得割課税額301,000円未満	33,000円 (▲25,000円)	27,000円 (▲31,000円)	32,000円 (▲25,100円)	26,000円 (▲31,100円)	41,000円 (▲20,000円)	40,000円 (▲20,100円)	41,000円 (▲20,100円)	40,000円 (▲20,100円)
				～1,040万円	⑪市民税所得割課税額341,000円未満	33,000円 (▲44,000円)	27,000円 (▲50,000円)	32,000円 (▲43,800円)	26,000円 (▲49,800円)	54,000円 (▲26,000円)	53,000円 (▲25,800円)	54,000円 (▲26,000円)	53,000円 (▲25,800円)
				～1,130万円	⑫市民税所得割課税額397,000円未満	33,000円 (▲44,000円)	27,000円 (▲50,000円)	32,000円 (▲43,800円)	26,000円 (▲49,800円)	56,000円 (▲24,000円)	55,000円 (▲23,800円)	56,000円 (▲24,000円)	55,000円 (▲23,800円)
				1,130万円～	⑬市民税所得割課税額397,000円以上	33,000円 (▲68,000円)	27,000円 (▲74,000円)	32,000円 (▲67,400円)	26,000円 (▲73,400円)	67,000円 (▲37,000円)	65,000円 (▲37,400円)	67,000円 (▲37,000円)	65,000円 (▲37,400円)

- * ただし、給付単価を限度とする。(給付単価を含む公定価格の加算項目については、現在国で検討中。)
- * カッコ内は、最上段の表との差額(国基準額との差額)を示している。(但し、給付単価限度の考え方は加味していない。)
- * 本表は現時点での案であり、国の検討結果等により、金額を調整する場合があります。

網掛け部分 = 市の独自階層

【結果】

- ・高所得者階層に対する手厚い軽減を解消している。(右上太枠線内)
- ・1号認定保育料の階層と、2号・3号認定保育料の階層を各々細分することにより、階層区分を一致させている。
- ・その上で、全ての階層において、1号認定保育料が、2号認定保育料を上回ることのないよう配慮している。